

2025司法試験全国公開模試等直前対策講座ガイダンス第2弾！

令和7年司法試験 波乱含みの短答憲法と論文公法系科目の攻略法

令和7年5月13日

辰巳法律研究所

教材制作課 宇野良一

【参考動画】

- 令和7年司法試験 考査委員名簿と採点実感を踏まえた出題予想座談会

<https://www.youtube.com/watch?v=LU8gZgXSVpI>

- 短答式試験攻略大作戦 2025

<https://www.youtube.com/watch?v=DnMpc2-ehL0>

- 令和7年司法試験をめぐる最新情報

<https://www.youtube.com/watch?v=XsZdNBwfIMU>

- 短答憲法・民法・刑法の苦手分野と手薄分野の克服方法 [司法試験]

https://www.youtube.com/watch?v=8HStgMS_-Ds

- 令和7年司法試験 合否の鍵を握る民事系科目の攻略法 [司法試験]

<https://www.youtube.com/watch?v=cEd3VhIlppk>

1 司法試験短答式試験憲法対策

- (1) 法科大学院協会「令和6年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書」

(法科大学院協会HP) <https://www.lskyokai.jp/rp-250205/>

「令和6年司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書」

P. 4 「2. 短答式試験について (1)憲法分野」

「昨年度・一昨年度と比較すると、今年度は『適切』の評価が大きく減り、『適切』と『どちらかといえば適切』とを合わせても 70.4% (昨年度 95.7%、一昨年度 82.1%) となるなど、全体としてかなり厳しい評価となった。

付記された個々の意見を見てみると、細かすぎる、実務にあまり関係がない、論理的関連性の作りが甘い、といった趣旨の批判が散見された。このように受けとめられたことが、厳しい評価になった理由であると思われる。

他方、バランスが良い、万遍なく出題されている、基本的な難易度の問題が多数である、などの肯定的な意見も少ないのでないわけではない。」

(2) 司法試験委員会第192回会議（令和7年3月24日）議事要旨

（法務省HP）https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi01700001_00077.html

「(1) 令和6年司法試験の検証結果について（報告・協議）

○ 検証の結果

- ・ 短答式試験については、問題文の字数・ページ数等の分量や設問ごとの正答率等の難易度において近年の短答式試験とほぼ同水準であり、合計点の平均点についても同様に高い水準を維持し、外部からも相応の評価を得るなど、いずれの科目についても基本的知識を問う出題傾向で安定しており、引き続き、このような出題方針を継続することが望ましいとされた。」

(3) 具体的な対策方法

ア 2025年短答過去問パーフェクト重要問題セレクト憲法の活用

<https://www.youtube.com/watch?v=DnMpc2-ehL0>

イ 芦部信喜『憲法』（岩波書店、第8版・高橋和之補訂、2023）の精読

（出版社HP）<https://www.iwanami.co.jp/book/b630275.html>

ウ 佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、第2版、2020）等の活用

（出版社HP）<https://www.seibundoh.co.jp/pub/products/view/11775>

- ・憲法改正における限界 P. 51～2
- ・条約と憲法の関係 P. 102～103
- ・9条の性格と意味 P. 105～113
- ・戦力の不保持 P. 113～5
- ・交戦権の否認 P. 117
- ・最高裁判所裁判官の国民審査 P. 437～9
- ・国会の地位 P. 470～479
- ・条約締結の承認権 P. 498～500
- ・議院の自律的運営権 P. 504～7
- ・国政調査権 P. 508～511
- ・公金支出・公的財産共用の禁止 P. 573～5
- ・地方公共団体の意義 P. 599～601
- ・最高裁判所の規則制定権 P. 661～3
- ・わが国における違憲審査制 P. 673～6
- ・条約に対する違憲審査 P. 686～7
- ・統治行為論 P. 695～700
- ・違憲判決の効力 P. 719

2 司法試験論文式試験公法系科目第1問（憲法）対策

- (1) 木下昌彦「法律案の違憲審査において審査基準の定立は必要か—2020年度司法試験論文式試験【憲法】における出題形式の問題点」法学セミナー797号P.48～55
- (2) 新井誠（令和6年・同7年考査委員）「2020（令和2年）司法試験公法系科目論文式試験〔第1問〕解説・解答例」別冊法学セミナー265号「司法試験の問題と解説2020」P.116～121
同「2021（令和3年）司法試験公法系科目論文式試験〔第1問〕解説・解答例」別冊法学セミナー267号「司法試験の問題と解説2021」P.112～8
同「2022（令和4年）司法試験公法系科目論文式試験〔第1問〕解説・解答例」別冊法学セミナー268号「司法試験の問題と解説2022」P.111～7
- (3) 野中伸子「判解」法曹時報77巻1号P.271～313
- (4) 新井誠・曾我部真裕・佐々木くみ・横大道聰『憲法II 人権』(日本評論社、第2版、2021)
(出版社HP) <https://www.nippyo.co.jp/shop/book/8490.html>
 - ・人権の限界 P.13～19
 - ・公務員 P.33～5
 - ・幸福追求権 P.42～61
 - ・平等 P.62～80
 - ・信教の自由と政教分離 P.93～110
 - ・表現の自由 P.111～166
 - ・財産権 P.198～212
 - ・参政権 P.253～265

3 司法試験論文式試験公法系科目第2問（行政法）対策

(1) 中原茂樹『基本行政法』（日本評論社、第4版、2024）

（出版社HP）<https://www.nippyo.co.jp/shop/book/9210.html>

- ・第5項 行政過程論の骨格—行為形式と行政手続・行政訴訟 P. 84～94
- ・第6講 行政処分手続(1)P. 95～110
- ・第7講 行政処着手續(2)P. 111～127
- ・第8講 行政裁量 P. 128～151
- ・第9講 行政立法 P. 152～163
- ・第10講 行政指導 P. 164～174
- ・第12講 行政計画 P. 184～194
- ・第17講 行政訴訟の類型および相互関係
- ・第18講 取消訴訟の対象(1)P. 276～293
- ・第19講 取消訴訟の対象(2)P. 294～325
- ・第20講 取消訴訟の原告適格 P. 326～347
- ・第21講 取消訴訟と時間の経過—狭義の訴えの利益・執行停止 P. 348～369
- ・第22講 取消訴訟の審理・判決 P. 370～385
- ・第23講 無効等確認訴訟・義務付け訴訟 P. 386～399
- ・第24講 差止訴訟・当事者訴訟・住民訴訟 P. 400～416
- ・第27講 損失補償 P. 448～460
- ・終章 事案解決の着眼点 P. 462～465

(2) 令和2年司法試験の採点実感（公法系科目第2問）

（法務省HP）https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00053.html

「裁量論について」

- 設問2については、多くの答案が裁量権濫用の問題として捉えており、このために判断のポイントを十分に押さえきれていない論述となっていた。条文をよく読んだ上で論理的に考えれば、裁量権濫用の問題でないことは分かるはずであり、問題の論理的構造を把握する能力が不足していると言わざるを得ない。
- 農振法の規定から下位法令をたどることができず、本問で適用すべき規定を正確に指摘できていない答案が多かった。おそらくそのこともあって、同法第13条第2項第5号の要件該当性の判断についてはB市に裁量が認められたとした上で、裁量権の踰越濫用の有無を検討する答案が多かった。また、農振法施行令第9条の規定を裁量基準とした答案は、行政法の基本的知識が欠けていると思われる。
- 農用地区域の変更は裁量処分ではなく、一定の事情が発生した場合に当然にそれをすべきものであり、そのことは法令の規定振りからも相当程度明確に読み取れるにもかかわらず、これを裁量処分として論じ、裁量権の逸脱濫用があると結論付けるもの

が多数であった。規定の文言、処分の性質や内容等を良く考えて裁量の有無を決することが大切である。

- 本問で裁量権の越縫濫用を検討している点で既に疑問であるが、裁量権の越縫濫用の一般論を長々と論じている答案が散見された。そのような答案は、問題文の中から関係する事実を見付けて、それを条文に当てはめるといった作業が本問で求められていることを理解していないと思う。
- 特に検討を踏まえることなく、端的に農振法施行令や農振法施行規則を行政規則であり、裁量基準であるとする答案も少なくなかった。」

(2) 中川丈久・興津征雄「令和4年司法試験（行政法）の出題に関する疑義—行政法規（処分要件）の解釈と実体的違法事由をめぐって」法学セミナー818号P.44~53

(3) 野田崇（令和6年・同7年考查委員）「行政裁量の所在と司法審査—羈束行為と自由裁量行為」法学教室401号P.4~14

(4) 興津征雄『法学叢書 行政法I 行政法総論』（新世社、2023）

（出版社HP）<https://www.saiensu.co.jp/search/?isbn=978-4-88384-375-6&y=2023>

- ・第4章 要件と効果」P.75~85
- ・第7章 法の解釈・適用と行政裁量 P.140~171
- ・第15章 個別法の解釈と適用—実体的違法事由（その1）P.383~406
- ・第16章 裁量権の越縫・濫用—実体的違法事由（その2）P.407~453
- ・第17章 行政手続の瑕疵—手続的違法事由 P.454~471

4 2025辰巳・司法試験全国公開模試のご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/33681/>

- ・ご要望にお応えし、6月日程（東京本校＆通信部）を追加いたしました！

- ・論文スピード解説講義講師

公法系第1問 弁護士 伊藤建 先生

公法系第2問 弁護士 剛力大 先生

民事系第1問 辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

民事系第2問 辰巳専任講師・弁護士 原 孝至 先生

民事系第3問 辰巳専任講師・弁護士 宮戸博幸 先生

刑事系第1問 辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

刑事系第2問 元東京高検検事・元司法研修所教官・弁護士 新庄健二 先生

5 2025ファイナル予想答練福田クラス／西口クラスのご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/34555/>

6 2025司法試験直前ラスト早まくり講義のご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/41436/>

【短答対策】

- ・憲法（2時間）—憲法総論・統治機構の弱点補強講義

辰巳専任講師・弁護士 原孝至 先生

- ・民法（2時間）—親族・相続の頻出分野復習講義

辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

- ・刑法（2時間30分）—学説問題攻略講義

辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

【論文対策】

- ・論文早まくり講義—出題予想テーマ・論点攻略講義

公法系（3時間） 辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

民事系（5時間） 辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

刑事系（3時間） 辰巳専任講師・弁護士 原 孝至 先生

・早まくり短答憲法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、総論・統治機構問題の弱点を補強することで、短答式試験の点数を上げるための講義内容となっています。

短答式試験対策では、論文式試験の出題分野や短答式試験の出題数の関係で、人権問題の対策ばかりしているため、総論・統治機構問題の対策については後回しになり、検討する時間を持っておらず、また、国会や内閣等、漠然としていて理解しにくい事項が多いために、苦手意識を持っていたり、弱点であると感じる人が少なくないと思います。本講義では、最初に原先生が総論・統治機構についての講義を出題可能性が高い事項等、重要な部分に限って解説してくれ（講義時間の半分以上）、その後に確認的に短答過去問のセレクトされた10問について検討していく形で進んでいきます。本講義は、総論・統治機構の知識や理解が不十分である方、対策をあまりせず点数につながっていない方に特に有用だと思います。

本講義で扱う教材について、講義レジュメは、各々の項目の意義・趣旨・論点・判例等が記載されており、原先生が重要なポイントを補足説明してくれ、基本書をただ読んでいただけよりも知識を整理でき、理解を深められます。衆議院の優越や予算先議権、内閣総理大臣の重要項目については、条文を実際に示してくれるので、正しい知識をインプットでき、また条文理解や重要事項の知識、基本的知識は問題検討の際に確実性をもつて肢を選択するためには必要なことであると感じました。講義レジュメは書き込みやマークがしやすく、右側に空白部分があり、不明な点や自身の考え等を補足して書き込むことができるので、自分が理解しやすいようにまとめられる知識整理ノートとして作成することができます。また、短答過去問セレクト10問については、原先生が教材の問題を示して検討・解説をしてくれるので、問題を解くために必要な知識は何か、問題を解くためのテクニックやロジック等を知ることができ、より実践的な問題検討をすることができます。

本講義は、総論・統治機構問題について、主に出題可能性が高い事項の基本的な知識の整理・理解をすることで、これらを弱点とせず、自身の強み、また自身の力として短答式試験の点数を1点でも上げるのに役立つ講義だと思います。

・早まくり短答民法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年司法試験短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、親族・相続問題の頻出分野を復習することで、短答式試験の点数を上げるための発想力を養うための講義内容となっています。

親族・相続問題は、短答式試験で約3分の1の割合で出題されているにもかかわらず、対策を全くしてなかつたりそもそも知識を有していないなかつたり、対策をしていても問題

の出題が後半になりそこまでに脳や体力を消費して点数がとれなかつたりと、得点源にすることができていない人が少なからずいると思います。本講義では、西口先生が講義レジュメを使い、各々の項目の重要な部分を例を交えて補足説明してくれ、当該項目の知識確認・整理をした後に、短答過去問セレクト10問のうち関係する問題を適宜検討していく形で講義が進んでいきます。本講義は、親族・相続分野の知識や理解が不十分である方、対策していても点数が上がらない方にとって、点数を上げるためにどうすれば良いかを知る良い機会であり最後のチャンスだと思います。

本講義で扱う教材について、講義レジュメは、各々の項目の制度趣旨や意義、要件や効果、条文や判例等が記載されており、西口先生が各々の項目の重要なポイントや条文について、かみ砕いて説明してくれるので、なぜその規定があるのか、どこが引っ掛かりやすい部分であるのか、考えながら知識をインプットできるため知識の定着化や理解を深めるのに役立つと感じました。普通養子縁組と特別養子縁組については、異なる部分、誰を対象にしているのか、何の許可が必要か等を条文を一つづつ確認してくれるので、相対的に知識をまとめることができ、また相続の承継・放棄については、同一の注意とそれと異なる善管注意義務がどの場合に必要か（無償委任）等、派生して説明してくれるので、点での知識ではなく線の知識として幅広い知識を習得することができます。講義レジュメは条文等が大きく掲載されているのでマークしやすく、また余白もあるので書き込みしやすいの加え、混乱しやすい項目は図表に整理されているので、講義レジュメをそのまま親族・相続分野の知識をまとめることの一冊とすることができます。短答過去問セレクト10問については、西口先生が教材の問題を示し、確実に検討して欲しい肢を指摘してくれ、その肢の正誤を判断するのに必要な知識は何か、また全選択肢を検討しなくとも、知識が曖昧だったり例え分からぬ肢があっても正解を導くことはできるなどを教えてくれるので、点数をとるための戦略を知ることができます。

本講義は、親族・相続分野についての点数を上げるためにだけではなく、常に「なぜ」という疑問を持って問題を検討する姿勢を学べるので、他の科目の短答式試験だけではなく、論文式試験にもつながる発想力や点数をあげるための力を養うことができると思います。

• 早まくり短答刑法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、出題可能性の高い学説・見解問題を検討し自力で問題を解けるようにする（攻略する）ための講義内容となっています。

短答式試験では、判例の立場・見解についての問題が主であるため、刑法の学説問題についてはそもそも検討する機会がなく、また解くのに時間がかかり限られた時間の中で解くのは苦労するので、苦手意識を持っていました。本講義では、過去問の中でセレクトした問題を福田先生が丁寧に解説してくれたため、自分と同じように苦手意識を持って

いる方、過去問を解いただけで理解が不十分である方に役立つものだと思います。

本講義で扱う教材について、穴埋め問題は完成文を掲載しており、それを使って重要なポイントを補足説明してくれるため、ただ自分で穴を埋めて読んだときよりも理解が深められると感じました。また、判例の問題では、事案、判旨、コメントまで書かれているので、この教材だけで最低限の知識整理・理解をすることができました。論文式試験でも問われやすい事実の錯誤（方法の錯誤）や未遂犯と不能犯の区別等の問題では、解説レジュメに書かれていらない説明を福田先生がしてくれるので、短答を解くだけでなく論文を解くのにどうすればよいかを学ぶことができました。福田先生が教材の問題・解説を示して講義を進めていくので、問題を解くための判断思考過程や、重要なポイント等を知ることができて、問題・解説に書き込みやマークがしやすいので、自分が理解するためのオリジナルの教材を作成できると思います。

本講義は、刑法の学説・見解問題を解くのに必要な基本的な知識をインプットし、理解を深めることができますので、短答の点数を1点でも上げるための対策ができ、そこで終わるのではなく、論文対策にもつながる有用な講義だと思います。

・早まくり論文公法系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の公法系の問題のうち、出題可能性が高い論点について、憲法は3問、行政法は2問の、問題（過去の答練や模試の問題）を通して論文式試験の点数を上げるためにどのような発想・戦略が必要かを学ぶ講義内容となっています。

まず、憲法は、論点や問題となっている条文を拾えたとしても、その答え方が出題趣旨に（問い合わせ）正しく答えられているか否かで点数の差が激しい結果となり、また、論証パターンをそのままでは使いづらいため、どう答えればよいのか、どのように書けば点数が上がるのかを悩む科目もあります。本講義では、最初に西口先生が講師作成レジュメを使って、基本的な思考・発想について丁寧に解説してくれます。例えば、自由権と生存権では権利の性質が違うため、何を違憲と主張するのかが異なり、各々の権利によって答案の書き方が違うことを再確認できます。そして、問題を使い、設問から見る（問い合わせきちんと把握する）、段落ごとナンバリングをつける（事案整理する）、問題文のキーワードをみて、ある程度連想できるか（何が問題となるか、制度のプラス面とマイナス面を予想）、問題文の事実を一步掘り下げることができるか等、点数を上げるための答案の書き方・考え方・頭の使い方等の戦略を知ることができます。

次に、行政法は、司法試験の試験日一日目の最後に解くことになるため、知識や対策等を十分にしていても、精神的・身体的疲労により、ケアレスミスや問題の読み違え・読み飛ばしをし、点数が低くなるおそれがある科目だと思います。本講義では、問題数2問につき、西口先生が問題文、設問を示した後に、合格スタンダード答案を使い問題検討して

いくため、一緒に解いていくことで、頭を整理しながらどのように書けば良いかの流れ（答案構成）を学習することができると思います。また、处分性や原告適格、本案訴訟（実体違法、手続違法）等の重要論点については、定義や規範をしっかりと書かなければいけないこと、行政事件訴訟法の重要なもの（無効確認、差止）については、訴訟要件を全部記憶しておくこと、問われやすい個別法の条文や仕組みを把握しておくこと等、重要なことをまとめて教えてくれるので、時間がない直前期においてとても為になると思います。

本講義で扱う教材では、出題趣旨や出題趣旨に基づいた解説・合格スタンダード答案等が掲載されているので、どのように書くべきだったか、どのように考えればよいか、問題文の事実の評価の仕方、あてはめについてより実践的な学習ができると思いました。また、問題に関連する判例も載っているので、問題文と判例との事案の違い、判例の場面を想像し、どのような場合に適用できるか等、ただ字面で事案把握していたときより、より深い知識、自己の力を養うための一冊として活用できます。

本講義は、公法系の答案作成についての基本的な発想・戦略を知ることで、論文の点数を上げる対策、また日頃から問題意識を持って生活する重要性を知ることができる有用な講義だと思います。

- 早まくり論文民事系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の民事系の問題のうち、出題可能性の高い論点を福田先生がランク付け・セレクトし、過去の答練や模試の問題を通して論文式試験の点数を10点上げるための講義内容となっています。

まず、民法は、条文数や論点がかなり多く、また論文式試験では網羅的に出題されるため、学習・攻略するのに苦戦する科目です。本講義では、問題数3問につき、論文式試験で出題可能性が高いもの（ランク上位のもの）を福田先生が丁寧に解説してくれるため、表見代理や時効完成後の第三者、契約不適合責任等の重要論点について、知識を整理したり理解を深めたりするのに役立てるできます。

次に、商法は、問題を解くのに適切な条文をきちんと引くことができるかが重要であり、また条文操作も必要になってくるので、ただ基本書を読んでるだけでは点数につながらない部分がある科目です。本講義では、問題数2問につき、福田先生が事例を簡単に図解して説明してくれるので事案を把握しやすく、また条文を実際に引いて問題検討していくため、一緒に条文を引くことで、条文を引く癖をつけて、組織再編や多重代表訴訟等の重要論点を学習することができると思います。

最後に、民事訴訟法は、条文がない原理・原則・主義を解釈で展開していかなければならず、また訴訟のどの段階のものを問われているかが分かりづらいため、知識を有していても問題を解く力に結びつけづらい科目です。本講義では、問題数2問につき、ピ

ラミッド構造を押さえて、どこに位置付けられる論点なのかを把握しながら考えることで、弁論主義第1テーゼ（主張原則）や証明責任等の重要論点について、問われていることについて正しく答える力を持つことができると感じました。

本講義で扱う教材では、出題趣旨や出題趣旨に基づいた解説・配点表が掲載されているので、どこを書くべきであったのか、何に何点ふられてるのかが分かり、より実践的な学習ができると思いました。また、論点解説の部分では、学説・判例等が詳しく載っているので、知識を整理し理解することで、論点について自分でまとめることができました。本講義では、福田先生が、先生が監修した答案を示して解説してくれるので、答案作成に必須の部分や答案の流れを知ることができて、自分で論証をまねしやすく、またかみ砕いて自分が書きやすい論証を作成できるのが良い点だと思います。

本講義は、民事系の重要論点の答案作成について、必要な部分がどこか、自分に足りない部分が何かを発見する機会となり、論文の点数を上げる対策、実際に自分で問題を解いていく力を持つための有用な講義だと思います。

• 早まくり論文刑事系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の刑事系の問題のうち、出題可能性の高い論点について、刑法は3問、刑事訴訟法は2問の、問題（過去の答練や模試の問題）検討を通して、論文式試験の点数を10点上げるための講義内容となっています。

まず、刑法は、複数の者の罪責や見解対立問題等、答えなければならないことが多く、予め論点につきどのように書くかの構成を用意してなければ、あてはめに時間を割くことができず、2時間で答案を完成させるのが困難である科目だと思います。本講義では、問題数3問につき、最初に問題文、設問を見た後に、合格スタンダード答案を参照し、論点について丁寧に解説してくれるため、因果関係や不能犯、中止犯等の重要論点について、基本的な知識を整理することはもちろん、答案の書き方について学習することができます。原先生が論点の説明の記載に補足して説明してくれたり、例を交えて分かりやすく解説してくれるので、イメージしやすく、あてはめ重視の刑法において、問題文のどの事実を強調するか、どのように評価するか等、テキストを読むだけよりも事案を解くための力を養うことができると思います。

次に、刑事訴訟法は、刑法と同様に、あてはめ重視である科目ですが、事実をどのように評価するか、あてはめをどうしたらよいかを、テキストを読んでいただけでは分かりづらく、事実の抜き書きだけで評価をきちんとして点数を上げることができず、独学では苦戦する科目だと思います。本講義では、問題数2問につき、問題文を見た後に、論点につき補足して丁寧に解説をしてくれます。捜査法分野の強制か任意かについては、プライベートスペースの侵入になっているか否かで判断が分かれるという考え方や、逮捕に伴う無令状捜索はなぜ問題となるのかを学習することができ、また証拠法分野の訴

因変更の可否の同一性についての整理の仕方、伝聞証拠における要証事実が何かを見極める重要な重要論点について、かみ砕いて分かりやすく解説してくれるので、知識の理解度を上げ、定着化を図ることができます。

本講義で扱う教材では、出題趣旨に基づいた解説・合格スタンダード答案、論点解説等が掲載されているので、答案構成を学ぶこともでき、事実の評価の仕方やあてはめについて学べるので、実践的な学習ができると思いました。また、原先生が問題文を読んで解説等をしてくれ、頁を示してくれるので、どの部分を解説してくれているのかが分かりやすく、頭を整理しながら順をおって理解できるので、答案を解くための道しるべの一冊として利用できると思います。

本講義は、刑事系の重要論点の答案作成のための知識、構成、戦略を知ることで、論文の点数を上げるために一つでも多くの論点を攻略することができる有用な講義だと思います。



司法試験・予備試験対策講座を受講後、ご意見・ご感想がございましたら、
上記二次元バーコードを読み取り、フォームからご回答お願いします。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）